0305・79―2―(2)		
0305・79―3―(2)		
1604・14		
1604・20―1―(2)		
1604・20―2		
2301・20		
2309・10		
2309・90		

二の表の第１の中華人民共和国、北朝鮮及び台湾の項を次のように改める。

中華人民共和国、北朝鮮及び台湾	0301・91―2	さけ及びます並びにこれらの調製品
	0301・99―2	
	0302・11	
	0302・13	
	0302・14	
	0302・19	
	0302・90	
	0303・11	
	0303・12	
	0303・13	
	0303・14	
	0303・19	
	0303・90	
	03・04	
	0305・10	
	0305・20	
	0305・39	
	0305・41	
	0305・43	
	0305・49	
	0305・59	
	0305・69	
	0305・72	
	0305・79	
	1604・11	
	1604・19	
	1604・20	

二の表の第１の本邦の区域に属さない海面（当該海面を船積地域とする場合に限る。）（外国の港湾内で船積みされた場合及び本邦から出漁した漁船によって輸入される場合であって、本邦以外から出漁した船舶から転載されたものでない場合を除く。）の項中「1212・20」を「1212・21
1212・29」に改める。「海棲哺乳動物及びその調製品」の下に「（鰭脚下目を除く。）」を加える。

二の二の表の第１の関税定率表の番号等の欄中「2903・51」を「2903・81」に、「2903・52」を「2903・82」に、「2903・59」を「2903・89」に、「2903・62」を「2903・92」に、「2903・69」を「2903・99」に、「29・31」を「2931・20」に改める。

二の二の表の第１の2939・49の項の関税定率表の番号等の欄中「2939・49」を「2939・44」に改め、備考の欄中「○」を削る。

二の二の表の第２の４中「第十三条」を「第二十四条」に改める。

三の９の（４）のニ中「ブータン」の下に「、ボスニア・ヘルツェゴビナ」を、「カナダ」の下に「、カーボヴェルデ」を、「スロベニア」の下に「、ソロモン」を、「トリニダード・トバゴ」の下に「、チュニジア」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十三年十二月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　一、二及び二の二の改正規定（二の二の表の第２の４に係る部分を除く。）　平成二十四年一月一日

二　三の９の（４）のニの改正規定（ボスニア・ヘルツェゴビナに係る部分に限る。）　平成二十四年一月九日

三　三の９の（４）のニの改正規定（カーボヴェルデに係る部分に限る。）　平成二十四年二月二十八日

（経過措置）

第二条　この告示の施行前に、輸入貿易管理規則第二条第二項の規定により交付された輸入承認証又は輸入割当証明書及び確認書については、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

○経済産業省告示第二百三十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第三百九十一号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の規定に基づく経済産業大臣が定める場合）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十一日　　経済産業大臣　枝野　幸男

本則第五号中「2903・51」を「2903・81」に、「2903・69」を「2903・99」に改める。

○経済産業省告示第二百三十九号

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条第一項第一号ハの規定に基づき、通商産業省告示第七百九十号（輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十一日　　経済産業大臣　枝野　幸男

本則の表の03・07の項中「（もんごういかを除く。）」の下に「（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）」を加える。

本則の表の関税率表の番号等の欄中「1212・20―1―(1)」を「1212・21―1」に、「1212・20―1―(2)」を「1212・21―2」に、「1212・20―1―(3)」を「1212・21―3」に改める。

○経済産業省告示第二百四十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二第二号及び第二十二号の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百三十号（輸出貿易管理令別表第二の二第二号及び第二十二号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十一日　　経済産業大臣　枝野　幸男

本則第一号中「第〇三〇四・二九号」を「第〇三〇四・八七号」に改める。